

田子町からの質問に対する回答

問1 青森県の原状回復の基本方針と本格撤去計画について

当町としては、青森県の原状回復の基本方針にはいささかの変更も無いと考えておりますが、仮に再利用を計画するとした場合においては、どのような方法で住民のコンセンサス（合意）を得るのかお尋ねします。

答 原状回復方針において、土壌環境基準を満たす汚泥や堆肥様物等最終的に土壌に還元される性質のものについては、原状回復対策推進協議会などで十分説明し、有効な再利用の方途について検討していただき、住民の方々のコンセンサスが得られる場合には現地で有効活用するとしています。

したがって、原状回復対策推進協議会の了解を得る必要があると考えていますが、どのように住民のコンセンサスを得るかについては、今後検討することとしています。

問2 普通産廃や覆土の判定方法について

判定基準が法令に基づく公定法による環境基準値だけでいいものか、住民としてはまだまだ不安があるところです。一例とすれば、旧ラグーンと呼ばれていた現在の水処理施設の箇所における水質は、環境モニタリング調査において環境基準を満たす中でも化学物質の臭気がしており、昔の自然環境とは異なるものでした。これらのことから、いくら環境基準を満たすとはいえ、有機溶剤臭などの臭いがするものを現場で再利用することは如何なものでしょうか。それについてのご見解をお尋ねします。

答 環境基準とは、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準として国が定めたもので、行政上の政策目標とされています。

したがって、土壌の環境基準を満たすことが、覆土の再利用にあたっての条件と考えています。

環境基準を満たすことで、臭気についても問題はないものと考えておりますが、明らかに臭気が感じられる場合には、青森県原状回復対策推進協議会等で専門家の意見をいただきながら、対処方法を検討したいと考えています。

問3 本格撤去マニュアルに関して

(1) 廃棄物区分について

普通産廃と特管産廃及び覆土は既往調査結果に基づき区分するとあるが、廃棄物ブロックごとに調査が判明しているのか。また、今後調査を行うとしたらいつ行いどう管理されるのか。

既往の調査で普通産廃と特管産廃とが区分されているということはこのマニュアルは前提にしているが、既往調査は10m×10m面積の1m毎の詳細調査なのか。もし、詳細調査ならば、深度毎に普通産廃か特管産廃かは既知のほずで、普通産廃と思われる地点での土壌調査結果(普通産廃の場所はどこか。普通産廃の部位と全体の量)を町にお知らせ頂きたい。

既往調査結果により、改めて普通産廃か特管産廃かの区分を行う必要がないということが前提のようであるが、特別管理産業廃棄物を扱うには資格が必要であり、その当時、どういう国家資格を有するどなたが調査したのかお知らせ頂きたい。

答 現場では当初、25か所のボーリング調査や9測線の高密度電気探査を始めとして、これまで100検体を超える分析調査を行い、これらの各種調査結果に基づき、現場の廃棄物の分布状況を推測しています。

推測された分布状況から、20m×20m×2.5mのブロックごとに廃棄物の性状を管理することとしています。

普通産業廃棄物のみの許可を有する処理施設で処理する場合には、既往調査結果で普通産業廃棄物と推定されているブロックについて、改めて公定法による分析を行います。

その結果、普通産業廃棄物であることが確認された場合にのみ、当該処理施設で処理することとしているものであり、改めて普通産廃と特管産廃の区分を行う必要がないということではありません。

なお、現場の廃棄物の調査に、特別管理産業廃棄物を扱う国家資格は必要ありません。

問3 本格撤去マニュアルに関して

(2) 覆土分析判定方法について

土壌に汚染がないことを町と住民に情報公開する仕組み（分析結果、何時、どこで、どのように行ったのか、分析精度など）をお知らせいただきたい。
測定項目をガスだけに限った理由は（地山、普通産廃も同じ）何か。

答

覆土の判定結果につきましては、これまでの各種モニタリング結果と同様に、田子町に文書で通知するとともに、県境不法投棄事案に関する県のホームページや広報紙等でお知らせする予定です。

覆土及び地山の判定は、土壌の汚染に係る環境基準に定められた項目について公定法により測定を行うこととしています。

また、普通産業廃棄物の確認分析は、産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法に定められた項目について公定法により測定を行うこととしています。

これらについては、その旨マニュアルにも記載しています。

問3 本格撤去マニュアルに関して

(3) 地山の分析・判定方法について

公開のもと行うとあるが、日程はおおむね何日前に地元知らされるのか。
廃棄物撤去後の地山表層を目視確認というが、誰が行うのか。住民立ち会いであれば住民から疑義があり土壌分析の依頼があった場合の取り扱いに関して示して頂きたい。

答

地山の調査は、年度ごとに数回、複数か所をまとめて行う予定です。

実施時期は、年度当初に計画し、その日程をあらかじめ田子町へお知らせする予定です。また、実施時期が近づきましたら、町民の皆さまへもお知らせする予定です。

廃棄物撤去後の地山については、住民の立ち会いのもと、掘削作業員、現場常駐監理者及び県職員がこれまでの掘削・撤去における知見をもとにして確認をします。

確認作業は、重機による掘削を行い、慎重に確認を行います。

土壌の分析確認は、住民からの依頼の有無に関わらず、目視確認の後で必ず行うこととしており、その旨マニュアルにも記載しています。

問3 本格撤去マニュアルに関して

(4) 掘削手順について

その都度の掘削時に普通産廃か特管産廃かの判定あるいは掘削場所などの記録(写真を含む)は本事業の終了まで保管することになっているのかお知らせ頂きたい。

答

県の文書保存期限に関わらず、普通産業廃棄物、覆土及び地山の確認分析結果等は、本事業の終了まで保管します。

問3 本格撤去マニュアルに関して

(5) 撤去量などの公表について

掘削量及び撤去量を普通産廃と特管産廃とを区別して公表して頂きたい。
水分調整に使用した石灰量はその都度では大変なのかも知れないが、1日ごとにあるいは廃棄物の撤去量に応じて何kg使用したのかを公表して頂きたい。

答

廃棄物の撤去量は、特別管理産業廃棄物処理施設と普通産業廃棄物処理施設それぞれへの搬出量として集計し公表しています。

水分調整用石灰は、廃棄物の性状や掘削場所が変更となった場合、混合量を変えて試験を行い最適な使用量を決定しています。今年度については1m³当たり50kgを混合しています。

また、石灰の使用量については、必要な都度、お知らせします。

問3 本格撤去マニュアルに関して

(6) キャッピング工設置手順・管理について

遮水シートはどのように固定するのかお知らせ頂きたい。

答 シートは、1.5mごとにロープで押さえ、さらに、風により巻き上げられないよう、青森県産の間伐材を3mごとに設置し、ロープで結束しています。

端部は、丸太杭や側溝等を利用し、ロープを固定しています。

問3 本格撤去マニュアルに関して

(7) 選別工程の管理について

石等の洗浄処理において、油や酸・アルカリ、汚染物質の洗浄方法及び洗浄後の水や薬剤の処理方法とその流れをお知らせ頂きたい。

洗浄処理した石等を再利用すると言うが、その石が安全だとどう保証するのか。その根拠やその時の測定方法をお知らせ頂きたい。

石等の定義をお知らせ頂きたい。

答 石等の洗浄処理にあたっては、洗い流すことで付着した物質を十分に除去できると考え、基本的に水で洗浄することとしております。

なお、洗浄後の水は、浸出水処理施設において処理します。

また、石等とは、石、礫、岩等を考えております。

問3 廃棄物本格撤去マニュアルについて

(8) 運搬マニュアル 管理体制について

運搬業者は運行開始前に、バス会社のように飲酒・酒気帯びでないことを確認する検査等を行っているのかお知らせ頂きたい。

答 運搬業者は、運行開始前の点呼時において、対面による聴取りなどの方法により、飲酒・酒気帯びを含めて運転手の健康状態に問題がないことを確認した上で運行させています。

問3 廃棄物本格撤去マニュアルについて

(9) 緊急時対応表について

荒天時の定義をお知らせ頂きたい。

風量計や雨量計など測定装置はどこにあり、どのような種類かをお知らせ頂きたい。

作業開始・停止の判断は、誰が責任者となり行うかをお知らせ頂きたい。

「緊急対応表」によると、必要に応じて関係機関へ対応策や実施結果を報告するとあるが、その判断基準をお知らせ頂きたい。

積雪期間や荒天時に、道路状況等から、住民から作業中止を申し入れた時の対応体制をお知らせ頂きたい。

答

緊急時対応表 1における荒天時は、大雨警報、洪水警報、大雪警報、暴風雪警報、暴風警報が発表された状況、又は不法投棄現場がそれに相当する状況になった場合を想定しています。

八戸工業大学が現場内の2か所に風量計や雨量計等を設置しています。

発生した緊急事態への対応策の実施結果、天候の回復状況等についての現場からの報告を基に、県境再生対策室長が作業再開又は停止の判断をします。

発生した事案の内容、発生した地域、関係する地域や団体等を個別に判断して連絡します。

積雪期間や荒天時等において、気象情報、現場及び道路の状況等を確認の上、作業中止の必要がある場合は、県境再生対策室から各業者にその旨指示します。

平成19年7月23日



青 森 県 知 事
三 村 申 吾 殿

田 子 町 長
松 橋 良 則



青森・岩手県境不法投棄事案に係る青森県の原状回復対策における対応等
についての要望とお尋ねしたい事項について

県境産廃不法投棄事案に関しては、汚染拡散防止対策が終了し今年度から本格的な撤去が開始される予定となっており、原状回復対策が徐々に進捗していることに対し深く敬意と感謝を申し上げます。

このような中で、青森県の実施される本格的撤去計画については、去る5月14日に開催された第13回目の県境不法投棄事案に係る住民説明会において、その方法などを定める廃棄物本格撤去マニュアル等の説明がなされました。しかしながらその時間的制約や、その後田子町が開催した第14回田子町県境不法投棄原状回復調査協議会等において、住民から様々な要望やお尋ねすべき点が指摘され、町としてはこれを整理した上で、あらためて青森県の現時点での考え方や今後の対応に反映して頂きたく、別添のとおり田子町としての要望・願い及びお尋ねしたい点等を取りまとめました。

つきましては、田子町としてお尋ねしたい事項についてはご回答をいただくようお願い申し上げますとともに、田子町としての要望・願いについては、今後ともご深慮いただくようお願い申し上げます。



1 青森県の原状回復の基本方針と本格撤去計画について

平成15年8月に示された青森県の原状回復の基本方針の3点目においては、「なお、撤去に当たっては、その内容を十分に情報公開しながら、住民や学識経験者等で組織する「原状回復対策推進協議会」などにおいて十分説明をし、その有効な再利用の方途について検討していただき、住民の方々のコンセンサスが得られる場合には、土壤環境基準を満たす汚泥や堆肥様物など最終的に土壤に還元される性質のものについて、現地で有効活用することも可能であると考えている。」

として、住民のコンセンサスが得られる場合においては現地での有効活用の可能性を謳っているのに対して、本格撤去計画の撤去方法においては、

「なお、廃棄物と互層になっている覆土については、掘削時にできる限り分離した後、確認分析を行い、土壤環境基準を満たすものは場内で再利用する。また、土壤環境基準を満たす汚泥や堆肥様物等最終的に土壤に還元されるものについては、今後、県の協議会などにおいて十分に説明し、その有効な再利用の方途について検討して頂き、コンセンサスが得られる場合には場内で再利用する。」

として、県の協議会でのコンセンサスが得られれば再利用するとされております。

当町としては、青森県の原状回復の基本方針にはいささかの変更もないと考えておりますが、仮に再利用を計画するとした場合においては、どのような方法で住民のコンセンサス(合意)を得るのかお尋ねします。住民代表が構成委員となっている青森県県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会の同意でもってコンセンサスが得られる、ということではいささか納得がいくものではないとともに、今回住民代表委員が3人減員する県のお考えも鑑みると、当町としては地元住民の視線とコンセンサスでもってという原則を貫くようお願い申し上げます。

なお、基本的には、住民として廃棄物等の現地での再利用については反対の立場であることを申し添えます。

2 普通産廃や覆土の判定方法について

判定基準が法令に基づく公定法による環境基準値だけでいいものか、住民としてはまだまだ不安があるところです。一例とすれば、旧ラグーンと呼ばれていた現在水処理施設の箇所における水質は、環境モニタリング調査において環境基準を満たす中でも化学物質の臭気がしており、昔の自然環境とは異なるものでした。これらのことから、いくら環境基準を満たすとはいえ、有機溶剤臭などの臭いがするものを現場で再利用することは如何なものでしょうか。それについてのご見解をお尋ねします。

なお、環境基準は現在の科学的知見に基づく現時点での基準であり、将来この基準はより厳しい基準に見直されることが予想されます。このように基準が見直された場合は、その基準でもって再度調査を行って頂き、基準を満たさなくなったものについては、青森県の原状回復の基本方針に則して撤去なりの対応をして頂くよう要請致します。

3 本格撤去マニュアルに関して

(1) 廃棄物区分について

- ① 普通産廃と特管産廃及び覆土は既往調査結果に基づき区分するとあるが、廃棄物ブロックごとに調査が判明しているのか。また、今後調査を行うとしたらいつ行いどう管理されるのか。
- ② 既往の調査で普通産廃と特管産廃とが区分されているということをこのマニュアルは前提にしているが、既往調査は10m×10m面積の1m毎の詳細調査なのか。もし詳細調査ならば、深度毎に普通産廃か特管産廃かは既知のはずで、普通産廃と思われる地点での土壌調査結果(普通産廃の場所はどこか。普通産廃の部位と全体の量)を町にお知らせ頂きたい。
- ③ 既往調査結果により、改めて普通産廃か特管産廃かの区別を行う必要がないということが前提のようであるが、特別管理産業廃棄物を扱うには資格が必要であり、その当時、どういう国家資格を有するどなたが調査したのかお知らせ頂きたい。

(2) 覆土分析・判定方法について

- ① 土壌に汚染がないことを町と住民に情報公開する仕組み(分析結果、何時、どこで、どのように行ったのか、分析精度など)をお知らせ頂きたい。
- ② 測定項目をガスだけに限った理由は(地山、普通産廃も同じ)何か。
ガス種として第1種特定有害物質(VOC)は勿論、亜硫酸ガスSO₂やアンモニアも測定することが必要ではないか。その中で硫酸ピッチがあれば、水と反応すると有毒の亜硫酸ガスが発生し呼吸困難等重い呼吸器障害を引き起こす危険性があり、また硫酸ピッチは強酸性(pH2.0以下が大部分)であるため直接触れると肌が焼けただれることもある。作業員の安全性という点では、軍手のようなものではなく、完全装備が必要となる。

(3) 地山の分析・判定方法について

- ① 公開のもと行うとあるが、日程はおおむね何日前に地元知らされるのか。
- ② 廃棄物撤去後の地山表層を目視確認というが、誰が行うのか。住民立ち会いであれば住民から疑義があり土壌分析の依頼があった場合の取り扱いに関して示して頂きたい。

(4) 掘削手順について

- ① その都度の掘削時に普通産廃か特管産廃かの判定あるいは掘削場所などの記録(写真を含む)は本事業の終了まで保管することになっているのかお知らせ頂きたい。
- ② 特に掘削量、法面点検結果、有機ガス濃度測定結果、各種写真記録、作業環境測定結果などは電子媒体等により保存をお願いしたい。

(5) 撤去量などの公表について

- ① 掘削量及び撤去量を普通産廃と特管産廃とを区分けして公表して頂きたい。

② 水分調整に使用した石灰量はその都度では大変なのかも知れないが、一日ごとにあ
るいは廃棄物の撤去量に応じて何kg使用したのかを公表して頂きたい。

(6) キャッピング工設置手順・管理について

遮水シートはどのように固定するのかお知らせ頂きたい。

(7) 選別工程の管理について

① 石等の洗浄処理において、油や酸・アルカリ、汚染物質の洗浄方法及び洗浄後の水や
薬剤の処理方法とその流れをお知らせ頂きたい。

② 洗浄処理した石等を再利用すると言うが、その石が安全だとどう保証するのか。その
根拠やその時の測定方法をお知らせ頂きたい。

③ 石等の定義をお知らせ頂きたい。

(8) 運搬マニュアルー管理体制について

運搬業者は運行開始前に、バス会社のように飲酒・酒気帯びでないことを確認する検査
等を行っているのかお知らせ頂きたい。

(9) 緊急時対応表について

① 荒天時の定義をお知らせ頂きたい。

② 風向計や雨量計など測定装置はどこにあり、どのような種類かをお知らせ頂きたい。

③ 作業再開・停止の判断は、誰が責任者となり行うかをお知らせ頂きたい。

④ 「緊急対応表」によると、必要に応じて関係機関へ対応策や実施結果を報告するとある
が、その判断基準をお知らせ頂きたい。

⑤ 積雪期間や荒天時に、道路状況等から、住民から作業中止を申し入れた時の対応体
制をお知らせ頂きたい。